

氏名	阮 柏挺
学位	博士
専門分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第3372号
学位授与の日付	平成19年3月23日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	国際仲裁と国際私法
学位論文審査委員	主査・教授 佐野 寛 教授 吉岡 伸一 教授 大濱 しのぶ 神戸大学大学院法学研究科教授 中野 俊一郎

学位論文内容の要旨

本論文は、国際私法の視点から、国際仲裁における管轄および準拠法決定の問題について包括的な検討を試みたものであり、平成15年に制定されたばかりの仲裁法についても詳細な解釈論を展開している。学位申請者である阮柏挺氏は、国際仲裁の管轄および準拠法の問題についてすでに3本の論文を発表しているが、本論文は、それら既発表の論文に加筆・修正を施すとともに、国際仲裁と「特段の事情論」(第2章第3節)、国際仲裁の実体判断基準(第3章第2節)を新たに書き下ろしたものである。本論文の構成は、全4章からなり、第2章で国際仲裁に関する管轄問題と第3章で準拠法決定の問題を考察し、第4章で論文全体のまとめを行っている。全体の分量は、A4版用紙で117頁である。以下、本論文の要旨は次のようにまとめることができる。

まず、第1章では、本論文の基本的な視座を明示し、一般に仲裁は当事者の意思による自主的な紛争解決制度であるとされるが、仲裁判断に確定判決と同一の効力が与えられることからすると、それを完全に国家法秩序あるいは国際法秩序から切り離すことはできないとし、各国の仲裁法が異なる現状の下では、仲裁による紛争解決の公平性、合理性または実効性を確保するために、法の抵触に関する国際私法理論の立場から国際仲裁を考察する必要があるとする。

そこで、第2章では、どのような場合に国家裁判所が仲裁に関与する権限を有するかという観点から国際仲裁の管轄問題を取り上げ、仲裁廷自身の仲裁権限の問題と仲裁を援助・監督する国家裁判所の管轄の問題を仲裁手続の場面と仲裁判断の局面についてそれぞれ検討を加えている。そして、仲裁手続においては、一般に、仲裁廷は自己の仲裁権限の有無について第一次的、暫定的な判断を示すことができるが、裁判所にも仲裁廷の権限を審査する権限が留保されるべきであるとする。また、これ以外にも、仲裁手続に関連して国家裁判所の監督または協力を求める必要が生じる場合があるとし、この場合の裁判所の裁判管轄については、原則として、当事者は仲裁地の裁判所に仲裁手続に関連した援助を求めることができるが、当事者間に合意がある場合には、当事者による合意管轄を認めてもよいと主張している。一方、仲裁判断に関しては、仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約は、仲裁判断の承認・執行の訴えについては、裁判管轄を特別に限定していないのに対して、仲裁判断の取消しの訴えについては、裁判管轄を仲裁地と仲裁手続準拠法の所属国の裁判所に限定しているとの解釈を示している。

次に、以上の検討を通じて、国際仲裁では仲裁地が重要な役割を演じるとし、しかも、どこで仲裁を行うかは当事者の合意により定めることができるにもかかわらず、実務上は仲裁地に

関する争いがしばしば発生していることを指摘する。そして、このような争いの解決策として、アメリカの判例が仲裁地の決定に関連して、いわゆるフォーラム・ノン・コンヴェニエンス（FNC、不便宜法廷地）の法理を適用していることを詳細に分析し、わが国の裁判所が国際裁判管轄の決定について用いている、いわゆる「特段の事情」理論とFNC法理との親近性から、日本におけるFNC法理の利用可能性について詳細な検討を加えている。しかし、日米間の訴訟制度の相違、およびFNC法理と「特段の事情」理論との理論構成上の差異等の理由から、日本の現行法の下では、「特段の事情」理論を国際仲裁の場面で活用することは困難であるとの結論に達している。

第3章では、国際仲裁における準拠法決定問題について包括的に考察する。国際仲裁における準拠法決定の問題は多岐にわたるが、とくに重要と考えられる仲裁合意の準拠法、仲裁判断の実体判断基準および仲裁手続の準拠法を取り上げ、これらの問題は仲裁の異なる場面を対象にしているために、その内容は一樣ではないが、準拠法の決定に当たって当事者自治が重視される点、当事者の明示的な意思が明らかでないときにも黙示意思の探究という方法が取られるべき点については、共通したポリシーを抽出できるとする。その上で、日本の仲裁法は日本に仲裁地がある場合には強行的に適用されると解されているが、当事者間に明示の合意がある場合には、できる限り当事者が合意したルール of 適用を尊重すべきであるとの解釈論を展開している。さらに、仲裁合意の準拠法については、仲裁合意自体の成立・効力の問題、仲裁合意の方式、仲裁可能性について、それぞれの法律関係の性質に応じた準拠法の決定が必要であることを明らかにし、仲裁手続の準拠法については、当事者自治と仲裁地法の適用は、二者択一ではなく、相互補完的な関係にあると捉えるべき旨を主張している。

最後に、第4章では、全体の考察を再確認して要約するとともに、外国仲裁判断の承認・執行の問題および仲裁の国際競合の解決が残された課題であると述べている。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、2007年1月30日、3名の学内審査委員と学外から国際商事仲裁に関する研究の第一人者である神戸大学大学院法学研究科中野俊一郎教授を招聘して開催した。審査結果の要旨は以下の通りである。

1 本論文は、国際商事仲裁に関連して生じる国際私法上の問題について、仲裁廷の権限並びに仲裁に関する国家裁判所の国際裁判管轄といった国際商事仲裁をめぐる広義の管轄の問題および、仲裁合意、仲裁手続、仲裁判断のそれぞれの場面において適用されるべき準拠法の決定の問題の両面にわたって包括的に考察を加えた意欲的な論文であり、平成15年に仲裁法を制定したばかりのわが国の理論状況の下では先駆的な研究といえることができる。

2 本論文の特色は、「仲裁が当事者による自主的な紛争解決制度である」という仲裁制度の本質を前提としつつも、仲裁判断が判決と同一の効力が与えられるためには国家法秩序からの承認が必要となり、その意味で国家法および国際条約によって構成される法秩序から切り離すことはできないとの立場から、どのような場合に国家裁判所は仲裁に関与する権限を行使できるか（管轄の問題）、そしてそのような国家の関与を前提として、仲裁をめぐる問題がいかなる法を基準にして行われるべきか（準拠法の問題）を包括的に検討している点にある。国際商事仲裁に関しては日本においてもすでに少なからぬ先行業績が存在しているが、本論文のように仲裁をめぐる国際私法上の問題を包括的に研究したものは数少なく、その点で、本論文はこの分野における後続する研究の基礎ともなる研究と評価された。

とくに、管轄の問題に関しては、実務上問題となる仲裁廷の競合の解決策として、アメリカ

の判例理論であるフォーラム・ノン・コンヴェニエンス（不便宜法廷地）の法理の適用可能性を検討した点はわが国でもほとんど紹介されることがない論点であり、本論文が指摘するように、法制度および裁判制度の相違などから、直ちにわが国への導入には困難があるものの、本論文のオリジナルな点として高く評価することができる。

また、本論文は平成15年に制定された仲裁法の解釈論を展開しているが、仲裁法はまだ施行されて間もないこともあって解釈論としても必ずしも十分な議論が展開されていない状況にある。とくに、仲裁に関する国家裁判所の国際裁判管轄の問題、仲裁可能性の準拠法、仲裁手続の準拠法に関する仲裁地法と当事者自治との関係、仲裁地の意義をめぐる議論などについては現在でも見解は分かれており、本論文がそれらの論点について著者なりの解決を示している点は今後の議論に裨益する点が大きいと評価された。

もっとも、本論文が示した解釈論に対しては、仲裁に関する国際裁判管轄について「特段の事情論」の前提となる管轄規定を何に求めるのか、仲裁地とは別個に合意管轄を認める場合とはどのような場合か、仲裁に関する準拠法決定の法的な根拠は法例（法改正後は法適用通則法）なのかあるいは仲裁法自体なのか等の点についてやや説明不足と思われる点が散見されるとの指摘もなされた。しかし、これらの点については、仲裁法の制定間もない現段階では定説がない状況であり、むしろ本論文が仲裁をめぐる準拠法決定の問題に関して網羅的に論点を擲き上げている点こそ評価に値すると判断された。

3 以上のように、本論文は、仲裁法の解釈に関してなお課題を抱えてはいるものの、これも同法を詳細に検討したことに基づくものである上、論文全体の論理構成および内容は成熟しており、中野審査委員を始め全委員が本論文を高く評価し、博士論文の名に十分値するものと判断した。